

通商産業省

平成12・06・30立局第5号
平成12年7月4日

各通商産業局長
沖縄開発庁沖縄総合事務局長
各都道府県知事
社団法人全国火薬類保安協会会长
社団法人日本煙火協会会长
社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会长

殿

通商産業省環境立地局長

火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について

上記の件について、火薬類取締法（以下法という。）第45条の23に基づく指定完成検査機関について、法関係政省令に定めるほか、国が指定をする際の指定要領として下記のとおり定めたので参考までに通知します。

なお、指定保安検査機関については、指定完成検査機関の指定要領と同様の内容で運用するものとする。ただし、別紙1指定審査評価表中の判定基準11.1)中「80箇所」を「70箇所」に読み替えるものとする。

記

I. 指定完成検査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

- (1) 指定申請書には、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第8号。以下「規則」という。）第81条の11の3各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 業務規程の認可の申請については、指定完成検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定完成検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定完成検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を

拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第81条の11の3の規定により申請を行い、2.により審査を受けるものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）
- (2) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (3) 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 検査設備に関する事項
 - ② 完成検査を実施する者の資格に関する事項
 - ③ 総括完成検査員の数等に関する事項
 - ④ 構成員の構成に関する事項
 - ⑤ 完成検査業務以外の業務に関する事項
 - ⑥ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 完成検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 完成検査を行おうとする製造施設等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 完成検査証の交付に関する事項
- (6) 総括完成検査員の選任及び解任に関する事項
- (7) 総括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項
- (8) 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項
- (9) 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 完成検査の実施体制に関する事項
- (11) 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

事項

(12) 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項

(13) その他完成検査の業務に関する必要な事項

4. 指定権者による指定完成検査機関の監督等
指定完成検査機関の指定権者は、指定完成検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。
なお、都道府県知事から同行の要請があった場合、必要に応じ認める。

5. 指定完成検査機関審査要領

- (1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査
指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙1の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙2の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。
なお、審査に当たり、必要に応じて指定完成検査機関としての指定（業務範囲等の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査（統括完成検査員に対する面談等）を行うことを妨げるものではない。
- (2) 審査項目の評価
指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。
なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

別紙1 指定審査評価表

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定 合否	特記事項
申請書及び添付書類に関する事項	・申請書及び添付書類の整備状況	1. 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第38号。以下「規則」という。)第81条の1の3に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。		
申請者の資格に関する事項	・申請者の資格に関する事項	2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。		
申請者の資格に関する事項	・申請者の資格に関する事項	(参考: 指定の基準に関する事項④) (参考: 指定の基準に関する事項①) 3. 統括完成検査員のみでよい。 (参考: 指定の基準に関する事項②及び③) (参考: 指定の基準に関する事項⑤)		
申請者の資格に関する事項	・申請者の資格に関する事項	4. 規則第81条の1の2の規定に基づき、業務の範囲が明確になっていること。		
申請者の資格に関する事項	・申請者の資格に関する事項	5. 申請者は規則第81条の3第5号に規定する欠格事項に該当していないこと。		
指定の基準に関する事項	・指定の基準に関する事項	6. 申請者は規則第81条の1の3第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 完成検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人により適合性の実施を受けないこと。 3) その他のある影響を受けないこと。 4) 例えず、完成検査のないこと。 5) 型造輸入又は使用に直接関与しないこと。		
指定の基準に関する事項	・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 a) 肉厚測定用器具 b) 接地抵抗測定用器具 c) その他製造施設等に応じて必要な機械器具その他の設備 d) 機械器具その他の設備についての添付書類	7. 1) 完成検査に必要な機械器具その他の設備を保有又は借り入れにより確保していること。 2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要な機械器具その他の設備が明確にされていること。 3) 規則第81条の1の3第4号ロに規定する内容が記載されたものである		

(4) 構成員の構成に関する事項	
	役員の氏名及び歴歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称 ① 法人法(明治2.9年法律第8.9号) ② 第3.4条に基づき設立された法人 ③ 社員 商法(明治3.2年法律第4.8号)並びに有限会社法(昭和1.5年法律第4.7号) ④ 社員 商法第5.3条の株式会社 株主 中小企業等協同組合法(昭和2.4年法律第1.8.1号)第3.6条及び企業組合並びに農業協同組合法(昭和2.2年法律第1.3.2号)組合員 ⑤ 同組合等協同組合法第3.6条の協同組合直接連合会員にこれらを構成する者 ⑥ 又は間接にこれらを構成する者に就いて ⑦ ①から⑨までに掲げる者に類する者
(5) 完成検査業務に関する事項	役員等の略歴等に関する添付書類(注人全体の組織図及び構造図を含む)
(6) 経理的基礎に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査業務以外の業務(兼業) 兼業の内容についての添付書類 完成検査の公正性の確保
帳簿に関する事項	<p>規則第8.1条1.1の3第4号ニに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。 1) 次の要件に適合していること。 2) 兼業の業務の種類及び業務により、業務の物理的能力に支障を及ぼさないこと、及び申請者の経理的基礎が不安定になるおそれがないこと。 3) 完成検査業務の公正な執行の支障となる覺書又は協定がないこと。 4) と完成検査は担当部門の職務分掌及び権限が業務規程中に明確に定められ他部門から不当な拘束を受けないようになっていること。</p> <p>15. 公正な完成検査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり、かつ、経営状態が良好であること。完成検査業務を行いうための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。 1) 檢査の瑕疵に起因するトラブルに対する責任を負うための責任を負う場合に、自らの責任で損害(財政的な備え、損害保険への加入等)が講じられていること。</p> <p>16. 規則第8.1条の1.1の2第1項に規定する帳簿の様式が定められていること。</p> <p>17. 帳簿は、検査を実施した日から6年間保存し、その内容について過てて、その体制が整備されていること。</p>

別紙2 業務規程認可審査評価表

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定	特記事項
業務規程に関する事項	(業務規程の記載事項)	○ 規則第81条の11の12に規定する項目が全て業務規程中に定められていること	合	否
・ 完成検査の業務を行う場所に関する事項	・ 完成検査を行う時間及び休日に完成検査を行う場所に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項	○		
・ 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項	・ 完成検査証の交付に関する事項	○		
・ 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項	・ 統括完成検査員の選任・解任について明確に規定されていること。	○		
・ 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項	1) 完成検査証の交付については、交付日付等都道府県の規定するものとし明確になっていること。	○		
・ 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項	2) 統括完成検査員の選任・解任について明確に規定されていること。	○		
・ 完成検査の実施体制に関する事項	3) 整正かつ適正な完成検査を実施するため、統括完成検査員及び完成検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。	○		
・ 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項	4) 完成検査申請書は完成検査実施事業所ごとに、次回保安検査日まで保管することが明確になっていること。	○		
・ 完成検査の実施体制に関する事項	5) 完成検査できる身分証明書及び本人と確認できる身分証明書及び業所ごとに、次回保安検査日まで保管することが明確になっていること。	○		
・ 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項	6) 完成検査の実施に当たっては、指揮類及びその指揮に応じて、施設の1/1の4に規定する機械器具その他の設備を用いて規定する完成検査の1又は規則第81条の5第1項で規定する完成検査員が現場での実施（統括完成検査員が現場での実施）しつつ、統括完成検査工程の管理及び検査工場の担当を行うこととされおり、具体的な要領等がマニュアル等により明確になっていること。	○		
・ 完成検査の結果の報告の体制及び保安検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項	7) 協力会社については、選定及び管理制度の規定が明確になっていること。	○		
・ 前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に関する事項	8) 完成検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていてること。参考：別紙1中申請書及び添付書類に関する事項	○		
・ 完成検査の結果の報告の体制及び保安検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項	9) 法第15条第3項の規定に基づく通商産業局長又は都道府県知事への完成検査結果の報告方法が業務規程中に明確になっていてこと。	○		
・ 前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に関する事項	10) 法第45条の27に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。	○		
・ 完成検査技術等に関する調査、研究体制について	11) 執則規定等が明確になっていること。	○		
・ 完成検査技術等についての調査、研究体制	12) 検査結果等についての調査、研究	○		

等について分析するとともに、それらを整理し、有効に活用できるようになっていること。

- 13) 情報の収集方法及び整理、分類に基づき整理事業所の手法が確立しており、その体制が基づき整備されていること。

- ◎通商産業省又は都道府県との協力体制
- ◎新規完成検査員及び完成検査員に対する検査実施上留意すべき事項の周知・教育体制について

- ◎完成検査を実施した製造施設等に事故(火薬類事故に限る。)が発生した場合の対応について
- ◎完成検査を実施した製造施設等に事故(火薬類事故に限る。)が発生した場合の対応について

- 14) 完成検査の対象となる事業所個々についての検査実施上留意すべき事項について、統括完成検査員及び完成検査員に定期に教育等を実施する体制が整備されていること。実施状況等が記録として残されてること。

- 15) 事故が発生した指定施設等を所管する通商産業局又は都道府県と協力をして事故原因の究明等を行はべきではない。完成検査の実施に影響を与えていたり、事故原因の究明等で整備する旨規定していること。事故の発生、事故原因の究明等に報告する旨規定していること。

- 16) 事業所の所在地、名称、役員又は選任及び解任、協力会社との提携、業務内容等、業務規程の認可、業務規程の変更及び業務の休廃止の届出等について明確に規定していること。